

宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用 公募型プロポーザル実施要項

令和7年6月 宇城市教育部教育総務課

第1章 概要

1 実施目的

本書は、宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用を受注する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で特定するために、必要な事項を定めたものである。参加者は、本実施要項を踏まえ、提案書及び関連書類を提出するものとする。

※ 学習支援ソフトウェアとは、授業支援システム、AI デジタルドリル及び学習 e ポータルのことをいう。

2 業務の内容等

(1) 件名

宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用

(2) 仕様詳細

宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用仕様書

(3) 履行期間

ア 準備期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

イ 利用期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 提案限度額

127,875 千円 (税込)

ただし、上記総額は契約時の予定額を示すものではない。また、本事業に係る見積額は、総額及び各内訳額を超えてはならない。

なお、年度別の提案限度額は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年度 4,125 千円
- (2) 令和 8 年度 24,750 千円
- (3) 令和 9 年度 24,750 千円
- (4) 令和 10 年度 24,750 千円
- (5) 令和 11 年度 24,750 千円
- (6) 令和 12 年度 24,750 千円

4 参加要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別及び品目（電気・機械・器具類（OA 機器・ソフトウェア等））の登録をしていること。
- (3) 公募型プロポーザル参加申出書の提出期限から受注候補者の特定の日までの期間において、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成 17 年宇城市告示第 20 号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 本店又は支店が九州内（沖縄県を除く。）にあること。
- (5) 国税及び都道府県税、市税を滞納していない者であること。

- (6) 次の資格があることを書面にて証明できること。
- ア セキュリティ対策
学習支援ソフトウェアを提供する事業者又は当該ソフトウェアのクラウド基盤を提供する事業者が、ISO/IEC27001 の認証を取得していること。
- イ 個人情報保護
受注者及び学習支援ソフトウェアを提供する事業者が、JIS Q 15001 又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (7) 授業支援システム及びAI デジタルドリルは、令和2年4月以降に国又は地方公共団体において導入実績があること。
- (8) 他の参加者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

なお、以下スケジュールは予定であるため、変更する場合がある。その場合は事前に連絡する。

項目	期日・期間等
公告日	令和7年6月6日（金）
質問書提出期限	令和7年6月20日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年6月25日（水）
公募型プロポーザル参加申出書	令和7年6月30日（月）午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和7年7月4日（金）
提案書提出期限	令和7年7月11日（金）午後5時まで
事前操作性確認	令和7年7月24日（木）予定
プレゼンテーション（審査）	令和7年7月29日（火）予定
特定結果の通知・公表	令和7年8月4日（月）予定

6 担当窓口（問合せ先）

宇城市教育部 教育総務課 ICT推進係（担当：高濱）

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL：0964-32-1908（直通） FAX：0964-32-1137

メール：ict-suishin@city.uki.lg.jp

第2章 受注候補者の特定方法及び契約方法

1 受注候補者の特定方法

本プロポーザルにおける受注候補者の特定は、宇城市小中学校学習支援ソフトウェアライセンス利用に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審査により行う。

(1) 評価委員会の委員は、委員長及び6人の委員をもって構成する。

- (2) 評価委員会の審査は、総合評価方式で実施し、総合的に最も優れた内容の提案を行った参加者を「受注候補者」として決定する。
- (3) 審査基準等に関する詳細は、評価委員会において定める。

2 審査及び評価対象

- (1) 價格評価及び導入実績評価を実施した後、提案書に基づいたプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、以下の配点表により評価を行う。
また、評価委員会において、基準点以上を満たす者の中から、評価点数（合計点数）の最も高い参加者を受注候補者として特定する。
なお、評価点数（合計点数）の60%を基準点とする。
- (2) 事前にデモンストレーション環境において操作性を確認する教職員（以下「操作性確認者」という。）の意見を聴取し、これを評価委員に報告するものとする。
なお、操作性確認者は34人以下とする。
- (3) 参加者が1者のみの場合であっても評価を実施し、基準点未満の場合、受注候補者とはしない。

<配点表>

項目	審査の内容
価格	価格点 = (最低見積書／見積額) × 配点
導入実績	導入実績点は、令和2年4月以降に国又は地方公共団体（県内又は全国）における授業支援システム及びAIデジタルドリルの導入実績により算出する。
プレゼンテーション及びデモンストレーション	評価委員が仕様要件の実現性、操作性等について書類及びデモ環境で審査する。

3 特定結果の通知

プロポーザル参加者には、結果通知書を送付する。
なお、特定結果に対する異議申立ては受け付けない。

第3章 提出書類

1 質問書類について

- (1) 提出書類
ア 別紙1 質問書
イ 添付資料（必要に応じて）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで
- (4) 提出先及び方法

提出は、「第1章 6 担当窓口（問合せ先）」までとし、方法は持参又はメールとする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、メールの場合は、期限内必着とする。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

2 参加申出について

(1) 提出書類

- ア 様式第1号 公募型プロポーザル参加申出書
- イ 別紙2 会社概要書
- ウ 国税及び都道府県税、市税の滞納がない証明書（発行日から3か月以内のもの）
- エ 登記事項証明書

※ 役員に関する事項が確認できる証明書であること。

- オ 「第1章 4 参加要件 (6)ア及びイ」を証明する書類（認定機関が発行した登録証の写し等確認できるもの）

(2) 提出部数 各1部

※ 代表者印が必要な書類には契約権限受任者印を押印すること。

(3) 提出期限 令和7年6月30日（月）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

提出は、「第1章 6 担当窓口（問合せ先）」までとし、方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

3 審査について

(1) 提出書類

- ア 様式第4号 提案書提出
- イ 別紙3 見積書

（ア） 見積書については、学習支援ソフトウェア利用料（令和8年2月1日～令和13年3月31日）を日本円（税抜）で記載すること。項目は、学習支援ソフトウェアごとの金額に分けて記載すること。

（イ） 見積書は契約権限受任者印を押印のうえ封入し、封筒には契約権限受任者印で割印すること。

（ウ） 封筒表面には件名を記載すること。封筒は、任意封筒とする。

- ウ 操作手順書（任意様式）

学習支援ソフトウェアに係る操作手順書を準備すること。

- エ 仕様書別紙2「授業支援システム機能要件一覧」及び仕様書別紙3「AIデジタルドリル機能要件一覧」

「対応可否」及び「実装状況・対応状況を記載する欄」に必要事項を記載すること。

なお、「対応可否」については、可能な場合には「○」を記載すること。

「実装状況・対応状況を記載する欄」については、回答指示がある場合には必ず記載し、回答指示がない場合は任意記載とする。

- オ 提案書（任意様式）

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するよう作成すること。

	課題項目	課題事項
1	提案内容	<p>(1) 学習支援ソフトウェアの機能 ア 授業支援システム イ AI デジタルドリル ウ 学習 e ポータル</p> <p>(2) 学習支援ソフトウェア等のデータ連携・分析・可視化</p> <p>(3) 利用支援 ア 教職員研修 イ 資料提供・利活用方法の提供</p> <p>(4) 問合せ対応 ア サポート体制 イ 障害発生時の対応</p> <p>(5) 設定及び導入支援、進捗管理 ア 設定及び導入支援 イ 進捗管理等</p> <p>(6) セキュリティ対策 ア 認証規格等 イ アクセスログ等の記録の提供及び報告 ウ 不正プログラム対策 エ 権限管理等 オ データのバックアップ等情報資産の保護 カ 技術的・物理的・人的セキュリティ対策 キ データセンター ク 通信の暗号化 ケ 利用契約終了時のデータ消去</p> <p>(7) 目的達成に向けた独自提案</p>
2	導入実績	<p>令和2年4月以降に国又は地方公共団体における授業支援システム及びAI デジタルドリルの導入実績について、ソフトウェアごとに以下の項目を記載すること。</p> <p>(1) 導入自治体名 ※ 都道府県名を記載すること</p> <p>(2) 導入年度</p>

(2) 提出部数 各1部

※ 代表者印が必要な書類には契約権限受任者印を押印すること。

(3) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

提出は、「第1章 6 担当窓口（問合せ先）」までとし、方法は持参又は郵送で原本を提出し、併せてメール又は電子媒体にてデータを提出する。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(5) 提案書の注意事項

- ア 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、「オ 提案書」の課題事項に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。また、提案書の内容は、具体的に記載すること。
- イ 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- ウ 原則、日本工業規格A4版の用紙を用いて両面印刷とすること。
- エ ページ番号を付すこと。
- オ 総ページ数は、表紙及び目次を含めて40ページ以内とすること。
- カ 提案は、1参加者につき1案のみとする。

4 その他の書類について

参加者は、提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができる。辞退する場合は、「様式第5号 提出意思確認書」において提案書を提出しないとして提出し、その理由を記載した書面（A4版様式任意）を、「第1章 6 担当窓口（問合せ先）」まで提出すること。

第4章 プレゼンテーション等

1 事前操作性確認

評価委員による評価に当たり、事前に操作性確認者に対し、デモンストレーション環境で操作性確認を次のとおり実施する。

なお、操作性確認においては、直接評価に反映するものでなく、評価委員が行う評価の参考資料とする。

- (1) 実施予定日 令和7年7月24日（木）予定
- (2) 時間及び場所 参加者に対し別途通知する（場所は宇城市役所本庁舎内を予定）。
- (3) 時間配分及び内容
 - ア 参加者1者につき、70分を割り当てる。
 - イ 参加者が、操作性確認者に対し、学習支援ソフトウェアに関する概要、機能、操作方法及び学習支援ソフトウェア等のデータ連携・分析・可視化機能について説明する（概ね30分）。
 - ウ 参加者が、デモンストレーション環境で操作性確認者に実際に提案するソフトウェアを操作させる。また、操作性確認者からの質疑に応答する（概ね40分）。
- (4) 留意事項
 - ア ネットワークは、参加者が準備すること。
 - イ 端末は、参加者が準備すること。使用する端末数は指定しないが、本市各小中校（17校）の代表が操作性確認者となることに留意すること。
 - ウ 参加者は、学習支援ソフトウェアのデモンストレーション環境を準備すること。
 - エ プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。プロジェクター（HDMI接続）に接続するパソコンについては、参加者で準備すること。
 - オ 参加者の人数は5人以内とし、参加者の構成員が他の参加者の構成員となることはできない。

2 プレゼンテーション

- (1) 実施予定日 令和7年7月29日（火）予定
- (2) 時間及び場所 参加者に対し別途通知する（場所は宇城市役所本庁舎内を予定）。
- (3) 時間配分及び内容
 - ア 参加者1者につき、60分を割り当てる。
 - イ プレゼンテーション及びデモンストレーション（概ね40分）
 - ウ 質疑応答（概ね20分）
- (4) 留意事項
 - ア ネットワークは、参加者が準備すること。
 - イ 端末は、参加者が準備すること。使用する端末数は、計7台とする。
 - ウ 参加者は、学習支援ソフトウェアのデモンストレーション環境を準備すること。
 - エ プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。プロジェクター（HDMI接続）に接続するパソコンについては、参加者で準備すること。
 - オ プレゼンテーション及びデモンストレーションで参加者が説明する内容は、提案書にて提示した内容・ソフトウェアであること。
 - カ 参加者の人数は5人以内とし、参加者の構成員が他の参加者の構成員となることはできない。

第5章 契約

- 1 契約の締結

提案の内容と本市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた場合、随意契約による契約を行う。
ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の参加者を受注候補者とし、同様の交渉を行うこととする。
また、契約は以下の条件で行うものとする。

 - (1) 本市は、財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可効力により、業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
 - (2) 本市は、本契約締結までに前項の事態に至った場合、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
 - (3) 本市は、審査の結果、受注候補者として特定した場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や、「第1章 4 参加要件」に抵触するに至った場合は、受注候補者の特定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に特定を取り消すことがある。
 - (4) 本業務の受注者は、宇城市契約事務取扱規則に基づき、契約保証金の納付を免除とする。

第6章 その他

- 1 その他事項
 - (1) 提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
 - (2) 提出書類一式は、返却しない。
また、受注候補者の特定作業に必要な範囲において複製することがある。
 - (3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

ただし、本市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年1月15日条例第10号）に基づき、開示等を行う。

- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 契約の締結までに「第1章 4 参加要件」に抵触するに至った場合
 - イ 提案限度額を超える見積書を提出した場合
 - ウ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
 - エ 本実施要項に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
 - オ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - カ 一事業者で複数の提案をした場合
 - キ 法令並びに宇城市個人情報保護法施行条例等、本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
 - ク 提案に関して談合等の不正行為があった場合
 - ケ 事前操作性確認及びプレゼンテーションに欠席した場合
 - コ 特定の公平性を害する行為があった場合
 - サ その他、評価委員会が不適格と認めた場合
- (6) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (7) 本プロポーザル期間中に、本市が要請する来庁等（提出書類等の提出、プレゼンテーション等）を除き、本市職員に対する本プロポーザルに係る接触は、一切禁止する。
- (8) 本事業による特定結果については、次の事項を本市公式ホームページ等で公示するものとする。
- ア 業務名
 - イ 受注候補者の所在、名称及び代表者氏名
 - ウ 受注候補者の総得点
 - エ 提案者総数

2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料又は情報等を、他に提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者又は審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。